

平成30年度 国頭村人事行政の運営等の状況の公表

1 職員の任用及び職員数に関する状況

(1)職員の任用に関する状況

①採用の状況(平成30年度)

区分	一般行政職	保健師	保育教諭	教育職	労務職	計
採用者数	4		3			7

②退職者の状況(平成30年度)

4	定年退職	勸奨退職	普通退職	その他				計
				分限免職	懲戒退職	失職	死亡退職	
一般行政職	2	1	1					4
保健師			1					1
保育士	1							1
教育職			1					1
労務職								0
合計	3	1	3					7

(2)部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区分		職員数		対前年増減数	主な増減理由
		平成30年	平成31年		
普通会計部門	議会	2	2	0	
	総務	26	27	1	世界自然遺産登録業務範囲の拡充による増
	税務	6	6	0	
	農林水産	13	13	0	
	商工	4	4	0	
	土木	6	6	0	
	民生	21	20	△1	組織・業務改善による減
	衛生	6	4	△2	組織・業務改善による減、普通退職による減
	小計	84	82	△2	
	教育部門	18	23	5	幼保連携認定型こども園開所に伴う増
消防部門			0		
小計	18	23	5		
公営企業等会計部門	水道	3	3	0	
	その他	3	3	0	
	小計	6	6	0	
合計		108 [114]	111 [114]	3	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
 2 [ ]内は、条例定数の合計である。  
 3 公営企業等会計部門その他は、国民健康保険特別会計

(3)年齢別職員数の状況(平成30年4月1日現在)

区分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
職員数	0人	5人	9人	25人	15人	6人	16人	10人	9人	6人	9人	1人	111人

(4)定員管理の数値目標及び進捗状況

①平成29年4月1日～平成34年3月31日における定員管理の数値目標(第5次)

平成29年4月1日 職員数(人)	令和4年3月31日 職員数(人)	増減数(人)	増減率(%)
103	112	9	8.7

②第5次定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

(各年4月1日現在)

区分	29年 計画年	30年 1年目	31年 2年目	2年 3年目	3年 4年目	4年 5年目	30年～4年 計	(参考) 数値目標
全職員	減員		△7	△7			△14	
	増員		13	8			21	
	差引		6	1	0	0	7	9
	職員数	103	109	110	110	110	110	112

- (注) 1 計画期間は、平成30年～令和4年の5年間である。  
 2 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

## 2 職員の給与の状況

### (1)人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (平成31年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 29年度の人件費
平成 30年度	人 4,746	千円 6,822,468	千円 231,853	千円 832,371	% 12.2	% 14.2

- (注) 1 実質収支は、形式収支(歳入－歳出)から翌年度に繰り越すべき財源を控除した決算額  
2 人件費は、議員、委員報酬、職員給与、退職金等を合算したもの

### (2)職員給与費の状況(普通会計決算)

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末勤勉手当	計 B	
平成 30年度	人 111	千円 342,755	千円 42,055	千円 141,989	千円 526,799	千円 4,746

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 職員数は、30年4月1日現在の在職者数である。

### (3)ラスパイレス指数の状況

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
91.8	92.4	91.5	92.3	93.0

- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。  
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

### (4)職員の平均給与月額、初任給等の状況

① 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(30年4月1日現在)

一般行政職		技能労務職	
平均年齢	平均給与月額	平均年齢	平均給与月額
41.3 歳	318,670 円	35.7 歳	236,800 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、30年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。  
2 「平均給与月額」とは、期末手当、勤勉手当を除いた全ての手当を含めて算出したもの

② 職員の初任給の状況(30年4月1日現在)

区 分	一般行政職	区 分	技能労務職
大 学 卒	180,700 円	技 能 職	146,000 円
高 校 卒	148,600 円	労 務 職	130,400 円

### (5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(30年4月1日現在)

区 分	経験年数10～15年			経験年数15～20年			経験年数20～25年		
	大 学 卒	高 校 卒	中 学 卒	大 学 卒	高 校 卒	中 学 卒	大 学 卒	高 校 卒	中 学 卒
一般行政職	242,900 円	216,650 円	- 円	311,300 円	250,567 円	- 円	332,083 円	299,033 円	- 円
技能労務職	- 円	- 円	- 円	223,800 円	- 円	- 円	- 円	- 円	- 円

### (6) 一般行政職の級別職員数の状況(30年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職務内容	主事・技師	主任・主事・技師	係長・主査・主任	課長補佐・主幹・ 係長・主任	課長・参事・ 課長補佐・主幹	課長・参事
職員数	13 人	15 人	22 人	14 人	8 人	1 人
構成比	17.8 %	20.5 %	30.1 %	19.2 %	11.0 %	1.4 %

### (7) 期末手当・勤勉手当の状況(30年4月1日現在)

区分	国頭村			国		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
6月期	1.300月分	0.925月分	2.225月分	1.225月分	0.9月分	2.125月分
12月期	1.300月分	0.925月分	2.225月分	1.375月分	0.95月分	2.325月分
計	2.6月分	1.85月分	4.45月分	2.6月分	1.85月分	4.45月分
役職加算	5～10%			5～20%		

(8)退職手当の状況(30年4月1日現在)

国 頭 村			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.7 月分	24.58 月分	勤続20年	19.7 月分	24.58 月分
勤続25年	28.0 月分	31.28 月分	勤続25年	28.0 月分	31.28 月分
勤続35年	39.7 月分	47.70 月分	勤続35年	39.7 月分	47.70 月分
最高限度額	47.70 月分	47.70 月分	最高限度額	47.70 月分	47.70 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額	12,792 千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、30年度に退職した職員に支給された平均額である。

(9)職員手当の状況

ア 特殊勤務手当

支給実績(30年度決算)				0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)				0 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(30年度)				0.0 %
手当の種類(手当数)				3
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務		左記職員に対する支給単価
行旅病人等取扱手当	職員	①精神病患者を取り扱う職員 ②行旅病人を取り扱う職員 ③行旅死亡人を取り扱う職員		①及び②の手当 1回300円 ③の手当 1回1,000円
感染症防疫作業手当	職員	感染症の病原体が発生し、又は発生する所がある場合において、感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護若しくは感染症の病原体の附着した物件若しくは附着の危険がある物件の処理作業に従事したとき、又は伝染病菌を有する家畜若しくは伝染病菌を有する疑いのある家畜に対する防疫作業に従事したとき		1日 100円
暴風雨時勤務手当	職員	暴風雨警報発令時から解除されるまでの間において勤務した場合		1時間 700円

イ 時間外勤務手当

支給実績(27年度決算)	2,616 千円
職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	16 千円
支給実績(30年度決算)	3,749 千円
職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)	36 千円

ウ その他の手当

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(30年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)	
扶養手当	扶養親族(配偶者、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、60歳以上の父母等)のいる職員に支給されます。 ・配偶者13,000円 ・その他2人まで6,500円、3人目から5,000円(配偶者がいない場合うち1人については11,000円) ・16歳から22歳の子1人につき5,000円加算	同じ		15,003 千円	263,211 円	57
住居手当	住居を借り受けしている職員に支給されます。 借り受け最高支給額27,000円。	同じ		11,398 千円	284,950 円	40
通勤手当	通勤距離が2km以上で、バス等を利用して通勤している職員に支給されます。 ・交通機関が定期券等を発行している場合6ヶ月の定期券等の額 ・【自家用車】距離に応じて2,000円~24,500円	同じ		2,164 千円	56,947 円	38

管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給します。 ・課長20,000円	異なる	手当の支給割合について ・国→最高で給料月額 の25%、課長補佐級への支給あり。 ・村→最高で20,000円、課長補佐級への支給なし。	2,901 千円	240,000 円
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給されます。	同じ		0 千円	0 円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に支給 勤務1回につき、4,200円	同じ		616 千円	4,219 円

146

## エ 特別職の報酬等の状況(30年4月1日現在)

区 分		給 料	月 額	等
給 料	村 長	720,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 809,400 円 / 364,500 円	
	副 村 長	584,000 円	671,700 円 / 365,000 円	
	教 育 長	549,000 円		
報 酬	議 長	263,000 円	364,000 円 / 220,000 円	
	副 議 長	218,000 円	285,000 円 / 168,100 円	
	議 員	203,000 円	263,000 円 / 135,800 円	
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 村 長	(30年度支給割合)	3.15 月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(30年度支給割合)	3.15 月分	
退 職 手 当	村 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 村 長	720,000×在職年数×100分の500	14,400,000円	任期毎
	教 育 長	584,000×在職年数×100分の300	7,008,000円	任期毎
	備 考	549,000×在職年数×100分の250	5,490,000円	任期毎

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

## (1) 職員の勤務時間の状況

1週間の勤務時間	勤務時間の割り振り			
	始業	終業	休憩時間	週休日
38時間	午前8時30分	午後5時15分	午後12時～午後1時	日曜日及び土曜日

(注) 保育所勤務職員等、勤務の特殊性によりこの勤務時間によりがたい職員の勤務は別に定めている。

## (2) 年次休暇の状況(平成30年1月1日～同年12月31日まで)

総付与日数	総使用日数	全期間在職職員数	1人当たり平均使用日数
3,930 日	1,164 日	109 人	10.7 日

(注) 年次有給休暇は、1年ごとに20日(中途採用者は別に定める日数)が付与されていて、20日を超えない範囲内の残日数は、翌年に繰り越すことができる。

## (3) 特別休暇等の状況(平成30年4月1日現在)

種 類	付与日数
1 選挙権等の権利行使のための休暇	必要と認められる期間
2 裁判員、証人等として官公署へ出頭するための休暇	必要と認められる期間
3 骨髄移植に係る登録又は骨髄液の提供の休暇	必要と認められる期間
4 ボランティア休暇	5日以内
5 結婚休暇	5日以内
6 妊娠中の職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体の健康維持に重大な支障を与える程度に及ぶものであると認められる場合	1日1時間以内
7 妊娠中及び出産後の女性職員が健康診査及び保健指導を受ける場合	1日以内で必要な時間
8 産前産後休暇	産前8週間以内、産後8週間以内
9 生理休暇	その都度2日以内
10 生後1年に達しない子のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回各30分以内
11 配偶者の出産休暇	3日以内

12 小学校就学前の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合	5日以内
13 忌引休暇	配偶者の場合10日以内 ほか
14 父母の追悼の休暇	1日
15 夏季休暇	5日以内
16 風水震災等による職員の住居の滅失等を事由とする休暇	1週間の範囲内で必要と認められる期間
17 風水震災等による職員の通勤途上における身体の回避を事由とする休暇	必要と認められる期間
18 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による交通の制限又は遮断を事由とする休暇	必要と認められる期間
19 村、県、国を代表して諸行事に参加する場合	必要と認められる期間

#### 4 職員の分限及び懲戒処分の状況

##### (1) 分限処分の状況(平成30年度)

区分	降任	免職	休職	合計
勤務成績が良くない場合(法28条第1項第1号)				0
心身の故障の場合(法28条第1項第2号、第2項第1号)				0
職に必要な適格性を欠く場合(法第28条第1項第3号)				0
職制等の改廃等により過員等を生じた場合(法第28条第1項第4号)				0
刑事事件に関し起訴された場合(法第28条第2項第2号)				0
条例に定める事由による場合(法第27条第2項)				0
合計	0	0	0	0
法第28条第4項により失職した者				0

(注) 分限処分は、地方公務員法又は条例に定める事由に該当する場合に限り、任命権者が職員の意に反して、その身分に不利益な変動をもたらす免職等の処分のことをいう。

##### (2) 懲戒処分の状況(平成30年度)

区分	戒告	減給	停職	免職	合計
法令違反(法29条第1項第1号)					0
職務上の義務違反又は怠慢(法29条第1項第2号)					0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行(法第29条第1項第3号)					0
合計	0	0	0	0	0

(注) 懲戒処分は、法に定める事由に該当する場合に、職員の非違の責任を明らかにして科される制裁として、任命権者が職員の身分に不利益な変動をもたらす免職等の処分のことをいう。

#### 5 職員のサービスの状況

##### (1) 職務専念義務免除の概要

職員は、勤務時間及び職務上の注意力を全てをその職務遂行のために用い、住民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念する義務があるが、法律や条例等に定めがある場合は、職務専念義務が免除される場合がある。

##### (2) 営利企業等の従事の許可の状況

区分	申請件数	許可件数
営利企業等の従事の許可申請	0	0

(注) 職員は、任命権者の許可を受けなければ営利企業等の役職等を兼ねることや、自ら営利企業を営むこと、その他報酬を得ていかなる事業又は事務にも従事することはできない。

#### 6 職員の研修の状況(平成30年度)

研修機関名		人数	期間
県内	沖縄県自治研修所研修	27	1日～5日
	地方自治研究機構	2	3日間
県外	全国市町村国際文化センター(滋賀県)	2	4日間
	日本経営協会(大阪府)	2	2日間

#### 7 職員の福祉及び利益の保護の状況

##### (1) 健康診断等の実施状況(平成30年度)

区分	内容	対象者	受診者
職員健康診断	人間ドック	全職員	96 人
	脳ドック	〃	4 人
	PET	〃	0 人

##### (2) 公務災害補償の状況

###### ① 公務災害(平成30年度)

前年度未現在 未処理件数	受理件数	認定件数		取下げ件数	年度末 未処理件数
		公務上	公務外		
0	1	1	0	0	0

###### ② 通勤災害(平成30年度)

前年度未現在 未処理件数	受理件数	認定件数		取下げ件数	年度末 未処理件数
		通勤災害該当	通勤災害非該当		
0	0	0	0	0	0